

## JAL 不当労働行為裁判(5月16日地裁第10回口頭弁論)を傍聴して

風薫る新緑の中、今日は10回目の弁論が行われ、裁判終了後には報告集会で裁判の進行状況と争点の解説が行われました。裁判所前のビラ配りにはじまり、裁判傍聴と報告集会には入りきれないほど沢山の方が参加していました。

JALは2010年12月にパイロット、客室乗務員165名を整理解雇する直前の緊迫した中での11月の労使交渉で「整理解雇を争点とするスト権を確立したら、企業再生支援機構は3500億円の出資はできない」と管財人が発言しました。

「スト権投票に大きな影響を与えたことは、組合の運営に対する支配介入である。」と東京都労働委員会は不当労働行為として認定(2011年8月に命令公布)しています。

これに対してJAL側は、管財人が「情報提供義務として行った発言」であり、都労委の命令を不服として地裁に提訴し争われています。

今回JAL側は、発言の内容についての調査結果を出して来ましたが、「機構の正式な見解」さらに「機構の執行部の見解」と根拠が変わるだけでなく、執行部と言う正式な組織もなく、どこで決定した見解なのか説明できず、発言内容そのものが虚偽であったことが明白になって来ています。

今後、双方から争点について準備書面など出され、次回の弁論は8月19日に行われることが決まりました。その後は証人尋問などが行われます。

JALの行った整理解雇対象者は労働組合の執行委員長など三役や代議員が多い、経験の高いパイロット、客室乗務員から行っていることから、当時のJALは破綻を契機に、労働組合の力を押さえ込もうとした意図が明らかです。

JALは先ほどの2013年3月決算発表で営業利益1,952億円、純利益1,716億円とANAを大きく凌ぐ結果を出しています。(ANAの営業利益は1,038億円、純利益は431億円)

整理解雇や不当労働行為で労働組合に圧力をかけ低賃金や低労働条件のもとで目先の利益を上げても、毎日の飛行機を安全に飛ばしているのは現場の航空労働者です。本音でものが言えなければ、意欲やモチベーションに影響します。

JALはホームページ掲載の2012年～2016年の中期経営計画ローリングプランで「安全運航はJALグループの存立基盤であり、社会的責務であることを認識し、輸送分野における安全のリーディングカンパニーとして、安全運航を堅持する。」と強調しています。安全運航に対する社会的責務を果たすためにも、不当労働行為裁判や整理解雇裁判などを自主的、積極的に解決して欲しいと願うものです。

(JALOB)